

# 《羽生市開発許可における完了検査のご案内》

## 自己居住用 専用住宅

開発行為に関する工事完了検査・中間検査において、届出書・依頼書の提出書類、検査時に用意するもの及び検査前の注意点等をまとめたものです。



埼玉県羽生市役所 まちづくり政策課 開発指導係

羽生市東6丁目15番地

電話：(048) 561-1121

(内線263、264)

FAX：(048) 561-6380

## 完了検査のご案内

提出書類や検査時に用意するもの、注意点等をまとめたものです。

### I 完了検査の実施日の調整

◎電話または窓口で検査希望日を予約してください。ご希望に添えない場合があるので、工事完了の目途が立った段階で、ゆとりを持ってご連絡ください。

### II 開発行為に関する工事が完成した時に提出する書類（検査日の一週間前には提出）

◎提出部数2部

- ① 工事完了届出書（別記様式第四）  
①に②～⑧を添付してください。
- ② 開発行為許可通知書の写し、工事着手届出書の写し
- ③ 案内図（都市計画図の写しでも可；方位、位置、縮尺を明記）
- ④ 公図の写し（区域の朱書き、方位、縮尺、申請地及び隣地公共施設の地番・地目を記入、筆が多数の場合は一覧表を添付）
- ⑤ 土地利用計画図（区域の朱書き、道路（幅員、種別等）、方位、縮尺、公共施設の位置、予定建築物の敷地形状、予定建築物の用途、給排水系統を明記）
- ⑥ **確定測量図**（実測；区域の朱書き、面積（小数点第2位）、縮尺、杭の種類を明記）
- ⑦ 写真（完成後の全景写真）

### III 完了検査時（当日）に用意するもの

（書類関係）

◎検査時に用意するもの

工事施工（記録）写真（着工前、施工中、完成）

- ・各種構造物の寸法がわかるように、スタッフ、ポール等の測定器具を当て、寸法を読みとることができるように撮影するとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板を提示して撮影してください。

※土留めCBについて、寸法と配筋状況の確認できる写真が不足しているケースが多々見受けられるためご注意ください。

（検査器具）

- ① スチールテープ（50m以上）及びコンベックス（5m程度）
- ② 光波測距機（こうはそくきょき：必要に応じて）
- ③ 下げ振り
- ④ レベル、スタッフ、ポール

※杭間に高低差がある等、テープだけでは正確に測量できない場合があるので、③・④も必ずご用意ください。

#### IV 完了検査受検前に行う必要事項

1. 許可書の内容どおりに現場が施工されているか確認する。(変更点がある場合は、早めに関発指導係と協議してください。変更許可申請等が必要になる場合があります。)

#### 2. 工事施工(記録)写真の整理

- ・工事施工(記録)写真の撮影方法

区 域	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事着工前の全景</li><li>・工事完了後の全景</li></ul>
擁 壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・支持地盤(床堀)の状況</li><li>・基礎砕石の厚さ及び転圧状況</li><li>・躯体の配筋状況(リボンテープ又はスタッフを当てて撮影)</li><li>・止水板の設置状況</li><li>・裏込砕石の状況(水抜き穴の有る部分のみではなく、全面に施工)</li><li>・支持杭又は地盤改良の状況</li><li>・CBブロックやフェンスの設置状況</li><li>・安全対策、保護キャップ等の処理状況</li></ul>
排 水	<ul style="list-style-type: none"><li>・雑排水経路状況</li><li>・浄化槽、マンホール、インバート柵、ため柵等の設置状況</li><li>・一次放流先等の接続、補修状況</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・盛土30cm毎の転圧状況(ローラー等の使用状況)</li><li>・区域内の仕上げの状況、舗装の厚さ、勾配等の状況</li><li>・境界杭の設置状況(コンクリート杭の根巻き等)</li></ul>

#### V 完了検査の主な検査内容

- ①確定測量図等に基づく区域の確認
- ②境界杭の確認
- ③擁壁の施工状況の確認
- ④造成計画の施工状況の確認
- ⑤排水施設、排水経路の施工状況確認  
(敷地内最終柵～一次接続先(道路側溝・水路等)までの確認及びその補修関係)
- ⑥その他工程ごとの工事施工状況(目視できない箇所は工事写真)の確認

#### VI 検査の立会者

- ・申請者又は代理人、設計者、工事施工者
- ・境界の杭間距離(周り間)を計測するのに当たり、2名程度補助員も立ち合わせてください。

## 工事検査における過去の主な指摘事項

### ◎ 開発区域におけるもの

1. 境界杭	<p>○設置が不備のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定測量図の表示と現地の杭が違うもの（杭種が違う）</li> <li>・杭表示の不備なもの （+が一等になっている、頭のポイントが不明確、プレートの一部が接着されていない）</li> <li>・杭が垂直でないもの、ぐらぐらしていたもの（根固めしていない）</li> <li>・<u>プレート杭がブロックから飛び出ているもの</u>、接着面が狭いもの（鋭利な金属で危険、また紛失に繋がる）</li> </ul>
2. 確定測量図	<p>○現地と確定測量図の寸法が不合しているもの（対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 布テープで計測すると誤差が大きいため、スチールテープで計測する</li> <li>2. 杭間の高低差が生じないように、ピンポール等を利用し計測する</li> <li>3. 杭を設置した後に測量し作成する （誤差の許容範囲） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平地：20m未満 10mm、 20m以上 1/2000以下</li> </ul> </li> </ol>
3. 工作物	○開発区域外に突出（土留め、擁壁、基礎等）しているもの
4. 越境	○開発区域の土留め、法面等が区域外に傾斜しているもの
5. 整地等	<p>○整地が完了していないもの</p> <p>○雑草や植栽等で円滑に周り間を実施できないもの</p> <p>○盛土等で土にコンクリート殻等が混じっていたもの</p> <p>○土留めのブロック鉄筋がむき出しになり危険なもの（対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の先の安全対策を講じる（保護キャップ等）</li> </ul>